

# 熊本市家庭の森づくり事業に関する研究

長 和史

熊本市都市政策研究所 研究員

キーワード：緑化政策、民有地緑化、家庭の森づくり事業

## はじめに

都市緑化を推進する上で民有地の緑化が重要なことはいうまでもない。熊本市の民有地緑化は、昭和47年に「森の都宣言」が決議されて以降、官民一体となって推進されてきた。本報告は、熊本市の「家庭の森づくり事業」について実態を明らかにし政策課題の抽出を試みるものである。

家庭の森づくり事業は、平成13年度に始まった「漱石の森づくり事業」のうち民有地緑化事業に位置づけられた事業のひとつであり、家庭の庭に花や実がなる樹木などを植えることで、小鳥を呼び寄せ、野鳥愛護あるいは自然保護の精神を育むことを趣旨としている。事業内容は、市民が自宅敷地等に高木1本を植える費用に対し補助金を交付するものであり、平成13年度から平成24年度までの12年間で1,525本が植えられている。対象経費は樹高3.0m以上の樹木1本の購入費、支柱設置費用、植付け手間となっており、補助金は対象経費の50%以内で、最高限度額を2万円としている。なお、補助金を受けられるのは1つの敷地について1本のみである。

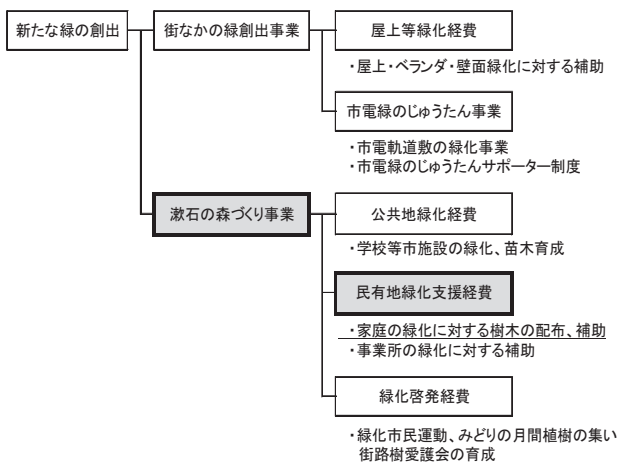


図-1 熊本市の緑化事業体系

(出典) 熊本市環境共生課『熊本市のみどり』より筆者作成

## 1. 調査方法

家庭の森づくり事業の申請台帳データを元に Arc GIS Ver10.2 (地理情報システム) を使用して交付件数と交付箇所分布状況等について実績を調査分析した。なお、考察にあたってはこの事業の実績が下降状況にあることから、制度改定につながる課題の抽出につながる方向としたが、その際、本事業における植栽工事を請負った施工企業に対し、事業の問題点等について聞き取り調査を行うことにした。

## 2. 調査結果

交付件数は、初年度からの3年間は増加傾向であったが、その後は減少し、平成24年度はピーク時(平成15年度の226件)の約1/4(55件)まで減少している(図-2)。平成20年度から24年度の5年間の交付位置を地図にプロットすると、熊本市役所から半径4km以遠に76.6%が分布していた(図-3)。また、樹種については申請者が自由に選択でき、5年間で最も多いのがヤマボウシ(63件、15%)、次にシマトネリコ(54件、13%)であった。

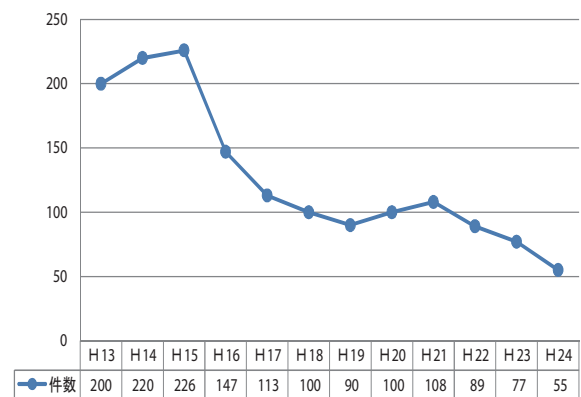


図-2 交付件数の推移

(出典) 熊本市環境共生課『家庭の森づくり事業補助申請台帳』より筆者作成

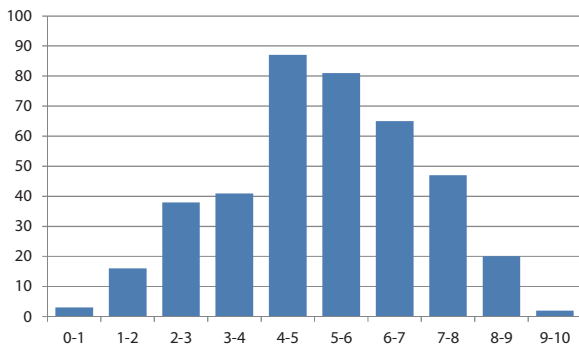


図-3 熊本市役所を中心とした距離区分毎の件数

(出典) 熊本市環境共生課『家庭の森づくり事業補助申請台帳』より筆者作成

### 3. 考察

家庭の森づくり事業は、家を新築するほとんどの市民が活用できる制度である。しかし、補助金が受けられるというメリットがあるにもかかわらず、申請件数は年々減少している。その要因として一般的に考えられるのは広報不足と予算の減少であるが、市の担当者によると、広報については、市政日より、ホームページをはじめ、各種環境系のイベント開催時に積極的に行っており、事業当初の広報回数と遜色なく、むしろ増やしている状況で、また予算についても、申請件数の減少に伴い減少傾向にあるものの、毎年度予算残となっていることから、これらが直接の原因とは考え難い。その他、申請者の9割が新築物件での制度利用であることから、新築着工件数の影響とも考えられるわけであるが、事業開始からこれまでの期間の熊本市内の新築着工件数は、横ばいないし増加傾向である(図-4)。したがって、これも直接の原因とは考えられない。

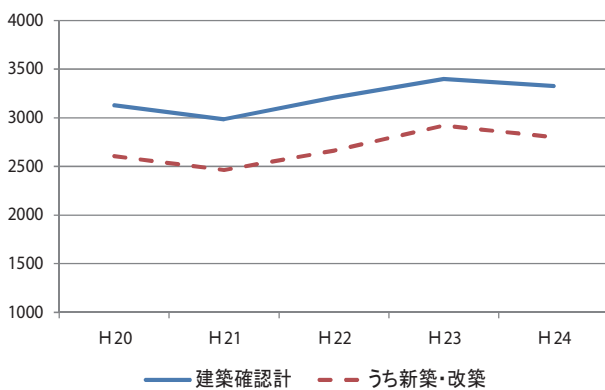


図-4 熊本市の建築確認数の推移

(出典) 熊本市建築指導課(2013)『建築行政年報』より筆者作成

そこで施工企業への聞き取り調査を行うこととし、試みた結果、少し視点を変えてこの事業を考察することの有意性があると見込まれた。この事業は申請者である市民が補助金交付申請～完了届～請求書の書類作成、提出をするスキームとなっているが、実際には申請に至るにはほとんどが企業側から制度活用を提案し、かつ申請書作成支援も行っていることから、この事業を推進する上で重要な役割を果たすのが、施工企業の取組み姿勢であると考えたわけである。

平成21年度から平成25年度の過去5年間における同事業の施工件数上位10社への聞き取り調査の結果を表-1に示す。結果の概要は以下のとおりである。

- ・市民はこの事業をほとんど知らない。
- ・市民が申請書を作成することは難しいことから、申請支援を企業側が行うことになり、その申請手間は当然企業の負担となっている。
- ・制度活用により樹木の規格を大きくする効果がある。
- ・改善点として、広報の充実、手続きの簡素化、適用規格の緩和(樹高3.0m→2.5m)、適用樹木本数の緩和(現状1敷地1本)等が望まれている。

また、毎年10社中の6～8社でこの事業の約6割を請負っており、徐々にその企業数も減少し、特定社が占める割合が高まる傾向にある。なおその企業を分類すると以下の4つにグループ化することができる。

#### (イ) グループ(A社・B社)

創業10年以内の建築外構を中心とする他の施工企業よりも比較的新しい会社で、熊本市の補助制度を活用した緑化をフリーペーパーやホームページ等で提案し、一種の営業戦略として活用することで業績を伸ばしているグループ。なお、B社はA社の社員が平成24年に独立して起業した会社である。

#### (ロ) グループ(C社・D社)

地元でテレビCMや新聞チラシなどにより知名度のあるエクステリア全般の会社のグループ。広報に力を入れているためか、業績もよく、客からの問い合わせにより仕事がある。制度の活用については、申請手間が負担となるため、あえて積極的に会社側から薦めることはしていないということだが、顧客から制度活用の要望があれば申請支援は行っている。

(ハ) グループ (E社・F社・G社・H社)

家族経営で新築外構を中心とする創業 10～20 年の企業で、付き合いのある住宅建築企業からの紹介他で仕事があり、業績は安定しているグループ。申請手間に負担を感じているが、顧客が喜んでくれるので、制度の活用を薦めている。E社は平成 21 年度は 14%のシェアがあったが、年々減少し、平成 24 年度からは申請がなくなっている。ヒアリングから受けた印象からは、制度活用に若干消極的であることの影響が考えられる。

(ニ) グループ (I社・J社)

公共工事中心の造園会社で、I社は比較的創業が古く、固定客およびその紹介者等からの問い合わせにより仕事をとっている。申請の手間は惜しまず、積極的に制度の活用を薦めている。一方、J社は毎年 2～3 月に熊本市などの主催で開催される大規模な植木市において、熊本市の補助要件に合致する樹木に、補助対象樹木であることを示す札を付け、購入者のメリットを示すことで制度を活用して仕事をとっている。しかしながら平成 23 年度から 3 年間は、I社・J社が施工した申請はなくなっている。また、他の公共工事中心の造園会社の申請も減少している。

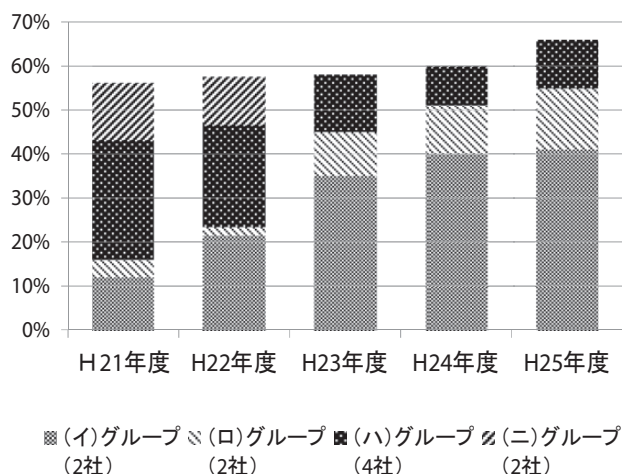


図-5 申請件数に閉める各グループの割合

(出典) 熊本市環境共生課『家庭の森づくり事業補助申請台帳』より筆者作成

各グループの申請総数に占める割合をみると、営業戦略に制度を活用し、大きな割合を占める(イ)グループ、毎年平均した割合の(ロ)グループと(ハ)グループ、近年

では申請が無くなっている(ニ)グループとなっている。件数を増やすためには公共工事中心の造園会社の(ニ)グループを増やすことが必要であることがわかる。

最後に申請箇所についてであるが、前述のとおり新築物件での申請が 9 割を占めることから、中心部から離れた郊外の新興住宅地で施策が実施されていることがわかる。

まとめ

本報告は熊本市の民有地緑化の施策である「家庭の森づくり事業」について、申請台帳と施工企業への聞き取りを通して、その実態の一部を明らかにしたものである。申請件数が減少する要因は様々である。例えば、初期における宣伝効果の低下、制度内容と市民ニーズの相違、新築住宅購入者の低年齢化傾向に伴う申請者の年齢の低下、駐車場台数の確保といった住宅事情の変化による植栽面積の減少などが考えられる。今回はこの事業のプレーヤーとして、市民と行政に加え、事業を請け負う施工企業が重要な役割を果たすことを明らかにした。

今回の調査は、市民、施工企業、行政にとってよりよい制度となるよう、今後の制度見直しの際の現状把握と方向性を示す資料として活用できるものと思料する。家庭の森づくり事業に限らず、漱石の森づくり事業の他の 2 事業の補助金交付事業についても、事業実績が下降状況であることから、今回の調査と同様の現象が起きていることも考えられる。また、事業開始から 10 年以上が経過していることから、社会情勢等の変化により制度内容と市民ニーズとの乖離についても疑うべきであろう。今後は事業担当課と協力し、制度を利用した人に対するアンケートを行うなど、制度改定に資する研究に取り組みたい。

付記

本稿は平成 26 年度日本造園学会九州支部研究・事例報告集に掲載されたものに加筆修正したものである。

参考文献等

- 長和史『熊本市の都市緑化政策の評価と課題』『熊本都市政策』vol.2、2013
- 熊本市環境共生課『家庭の森づくり事業補助申請台帳』
- 熊本市緑保全課 (2013)『熊本市のみどり』
- 熊本市建築指導課 (2013)『建築行政年報』

グループ	社名	申請件数(シェア%)					創業年	回答者	従業員 (非正規)	申請者 特性	補助活用 の提案者	申請者と請負企業 との接点	申請支援	申請者に対する 制度の働きかけ	今後の 活用	制度が及ぼす 効果	制度の改善点	その他
		21	22	23	24	25												
(イ)	A社	13 (12)	19 (22)	27 (35)	14 (25)	4 (11)	H17	経営者	7 (0)	-	申請者と請負 企業両方	電話での見積もり 依頼と建築会社から の紹介	申請書を作成 し提出	HPやチラシなど で積極的に広報 し、制度活用を薦 めている	ぜひ活用 したい	補助対象を前 提とした提案を するため不明	手続きの簡素化	維持管理に対する 補助があるとよい
	B社	0	0	0	8 (15)	11 (30)	H24	経営者	1 (0)	30代、40代 の新築する 方	全て 請負企業	建築会社の紹介	申請書を作成 し提出	積極的に制度活 用を薦めている	ぜひ活用 したい	規格アップの効 果がある	補助金額や本数 の増加、補助規 格を下げる	-
(ロ)	C社	1 (1)	0	5 (6)	3 (5)	4 (11)	S35創業 S61ガー デン事業 開始社名 変更	社員	15 (0)	30代の新 築する方	全て 申請者	電話での見積もり 依頼がくる	顧客から依頼 があれば対応	していない	予定して いない	申請者からの 提案のため不明	手続きの簡素化	手続きが面倒なた め、会社側から制 度を薦めることは ない。顧客から要望 があれば対応する
	D社	3 (3)	2 (2)	3 (4)	3 (5)	1 (3)	S48 創業 S63 ガー デン事業 開始	事務員	30 (2)	40代の新 築する方	全て 申請者	電話で見積もり依 頼がくる	顧客から依頼 があれば対応	していない	予定して いない	申請者からの 提案のため不明	-	手続きが面倒なた め、会社側から制 度を薦めることは ない。顧客から要望 があれば対応する
(ハ)	E社	15 (14)	8 (9)	2 (3)	0	0	H7	社員	3 (0)	30代の新 築する方	全て 請負企業	建築会社等からの 紹介	申請書を作成 し提出	特にしていな いが、顧客の要望に 規格の樹木があ れば、制度活用を 薦めている	ぜひ活用 したい	無い(規格以下 の場合は薦め ないため)	補助規格のH=3 .0は大きすぎる ので規格を下げる	-
	F社	7 (7)	8 (9)	5 (6)	2 (4)	3 (8)	H18	経営者	2 (0)	20代後半 から40代 の新築する 方	全て 請負企業	建築会社等からの 紹介	申請書を作成 し提出	特にしていな いが、仕事の機会 があれば、制度活 用を薦めている	ぜひ活用 したい	規格アップの効 果がある	手続きの簡素化	お客様に喜ばれる し、仕事にもつな がるのでよい制度
	G社	7 (7)	3 (3)	1 (1)	0	0	S48	社員	3 (0)	30代の新 築する方	ほとんど 請負企業	植木市と建築会社 の紹介	申請書を作成 し提出	特にしていな いが、仕事の機会 があれば、制度活 用を薦めている	ぜひ活用 したい	規格アップの効 果がある	-	件数が減ったのは 震災の影響では ないか
	H社	0 (0)	1 (1)	2 (3)	3 (5)	1 (3)	H20	経営者	2 (0)	30代の新 築する方	全て 請負企業	顧客からの紹介 (建築会社以外)	申請書を作成 し提出	特にしていな いが、仕事の機会 があれば、制度活 用を薦めている	ぜひ活用 したい	規格アップの効 果がある	樹木1本だけでな く、トータルな緑 化補助制度にす る	申請は手間だが、 お客様が喜んでく れるので活用している
(ニ)	I社	2 (2)	5 (6)	0	0	0	S30年代	経営者	15 (3)	40代の新 築する方	ほとんど 請負企業	電話での見積もり 依頼	申請書を作成 し提出	特にしていな いが、仕事の機会 があれば、制度活 用を薦めている	ぜひ活用 したい	規格アップの効 果がある	市民への広報の 充実	お客様が喜んでく れるので活用している
	J社	12 (11)	5 (6)	0	0	0	S53	経営者	7 (3)	-	全て請負企業	植木市での広報	申請書を作成 し提出	植木市でのみ、制 度活用を薦めて いる	ぜひ活用 したい	あまり無い(植 木市で適応規 格の木を売るた め)	1人1回だけでな く、3回程度まで 利用できるよ うにする	植木市(2~3月開 催)で補助対象規 格の樹木に札をつ けておき、それで契約 している

表-1 施工企業への聞き取り調査の結果

